

第2回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会第2回臨時会	
事務局 (担当課)	教育部庶務課	
開催日時	平成31年2月28日 午前10時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三田 一則(教育長)、樋口 郁代(教育長職務代理者)、北川 英恵、白倉 章、藤原 孝子
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、統括指導主事2名、指導主事
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人 1人	
非公開・一部 公開の場合 は、その理由		
会議次第	議案第2号	豊島区立子どもスキップ条例施行規則の一部を改正する規則について(放課後対策課)
	議案第3号	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(指導課)
	協議事項第1号	豊島区教育委員会部活動の在り方に関する方針(案)(指導課)
	協議事項第2号	学校閉庁日の設定について(指導課)
	報告事項第1号	区立小中学校、幼稚園におけるインフルエンザの流行状況について(学務課)
	報告事項第2号	豊島区学校施設のあり方検討会について(学校施設課)
	報告事項第3号	池袋第一小学校改築に伴う基本設計について(学校施設課)
	報告事項第4号	平成31年第1回定例会一般質問の報告(庶務課)
	報告事項第5号	三田一則教育長の執務報告(庶務課)

事務局)

本日、委員の皆様、全員おそろいでございます。傍聴希望者が1名ございます。宜しく
お願いいたします。

三田教育長)

皆さん、おはようございます。只今から第2回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員を申し上げます。白倉委員、樋口委員。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

議事に入る前に、本日の教育委員会開始前に第12回としまものづくりメッセのオープ
ニングセレモニーに出席してまいりました。先般、教育委員会でご承認いただきました江
戸手描き友禅の伝統工芸士5人の皆様に認定書をお渡ししてまいりました。メッセも大盛
況で、大変よい機会になったのではないかと思います。引き続き、伝統工芸士の認定に努
めてまいりたいと思いますので、今後とも宜しくお願いします。

本日は、傍聴希望者が1名いらっしゃるということですので、これを承認して宜しいで
しょうか。

(全員承認、異議なし)

三田教育長)

それでは、どうぞ中にお入りください。

<傍聴者入場>

(1) 第2号議案 豊島区立子供スキップ条例施行規則の一部を改正する規則について

三田教育長)

早速、案件に入りたいと思います。

第2号議案、豊島区立子どもスキップ条例施行規則の一部を改正する規則について、ご
説明をお願いいたします。

放課後対策課長、どうぞ。

<放課後対策課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。それでは、質疑に入りたいと思います。今のご説明に対してご意
見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

元号のところの部分について、新元号への対応ということがよくわかりました。新元号
に変わってからも、また新元号で通していくことになるのでしょうか。

三田教育長)

放課後対策課長、どうぞ。

放課後対策課長)

新元号になりましても、記入部分は空欄のままということで、これは区の他の様式も同様で、規則でそうのように定めています。ただし、実際に窓口を用意しておく届出用紙については、新元号で記入することになるかと思いますが、元号が変わる度にまた規則を改正しなければいけないということにもなりますので、区全体の方針で今回のような対応をしていると思います。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

公文書の取り扱いとして、豊島区は元号でいくのか、それとも西暦との両方でいくのか、各自治体によっても取り扱いが違ってくると思います。元号の表記があらかじめないと、西暦で書く人もいると思いますが、そのあたりはいかがですか。

三田教育長)

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

豊島区といたしましては、西暦も可ということにしておりますので、元号、西暦どちらを書いていただいても結構でございます。

三田教育長)

両方可ということですね。

樋口委員)

それならば、わかりました。

三田教育長)

他にいかがでしょうか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

学童クラブのスペースのことで質問をさせていただきます。子どもスキップ駒込は現在学校工事のため、生活科室から学習情報センターにサードスペースを変更したということですが、学校工事が終わった後も引き続き学習情報センターを使用できるのでしょうか。それとも生活科室に戻るのでしょうか。

三田教育長)

放課後対策課長、どうぞ。

放課後対策課長)

基本的には学習情報センターをそのまま使わせていただくことになろうかと思いますが、学習情報センターの工事がいつあるのか把握しておりませんが、新たな改修工事が必要となった場合には、またどこか違うスペースをお借りすることになろうかと思いますが、現時点で使える限り場所を移動させるという計画はございません。

三田教育長)

北川委員、どうぞ。

北川委員)

方が一、学習情報センターから別の場所に移って、定員が基準を満たさないようなことが起きますと、子供たちや預ける保護者も不安になると思いますので、スペースの確保だけは宜しくお願ひしたいと思います。

三田教育長)

他にございませんか。

では、私の方から何点か意見を述べさせていただきます。一つは、資料の2枚目を拝見しますと、子どもスキップのスペースとして家庭科室の使用が3、4校ありますが、家庭科室だと包丁とかの取り扱いがきちんと管理されているかとは思いますが、改めて学校と子どもスキップの間で、危険物の施錠に関する安全確認が出来ているのかということがとても大事だと思います。また、家庭科室で調理実習とかが行われる場合、衛生管理という面で雑な取り扱いをされてしまうと、家庭科室が本来持っている機能が壊されてしまう恐れがあるので、利用方法について学校と子どもスキップの間で使用上の確認やルール化を図っていく必要があるのではないかと思います。

それから、学習情報センターの利用についても、PC等の取り扱いがどうなっているのかわかりませんが、やはり一定の管理がきちんとあって、子供たちが好き勝手に使用することは絶対にあってはならないと思います。子どもスキップが学校施設をタイムシェアリングしてサードスペースを確保するというはとてもよいことですし、大いにやるべきだと思いますが、逆に慣れ親しんでいるがゆえに、いつもの延長で管理がルーズになってしまうのがすごく怖いと思います。学校施設の使用に関してルールの徹底というのは、是非お願ひをしたいと思います、そのあたりいかがでしょうか。

放課後対策課長、どうぞ。

放課後対策課長)

今、教育長が危惧されている点につきましては、学校施設を使用する際には必ず指導員がついております。例えば、学習情報センターの使用でしたら、本を読んだり、宿題をしたりとかはよいが、ボール遊びはいけなないなど、その部屋に合った使い方をすることで、学校と綿密に打ち合わせを行いながら、使用しております。また、家庭科室の使用についても、夏休みにお弁当を食べたりですとか、あるいは、ゴザのようなものを敷いてお昼寝をしたりですとか、その部屋に合った使い方をすることを徹底してまいりたいと思います。

三田教育長)

是非そのように、お互いが気持ちよく貸し借りが出来るようにしていただきたいと思ひます。

それからもう一点、子供たちの数が徐々に増えてきて、学校でも普通教室の確保に苦慮しています。子どもの数が今後益々増え続けていくということをしつかりリサーチしてい

かないと、改修工事費といっても工事に至るまでには一定の時間を要しますし、予算の確保も必要です。そうした両面からの検討が必要となってきますので、是非、スキップでも時間の経過とともに子供の数がどのぐらいの割合で増えているのか、例えば学区域の中に人口増に繋がるような大型のマンションが建築されるとか、そのような動向もしっかりと把握していかなければならないと思いますので、是非、そういった情報も時々チェックしていただいて、場合によっては教育委員会に報告していただければと思います、そのあたりいかがでしょうか。

放課後対策課長、どうぞ。

放課後対策課長)

学務課長、あるいは学校施設課長とも連携をとって、そのあたりはしっかりやっていきたいと思います。

三田教育長)

是非、宜しくお願ひしたいと思います。

他にございますか。宜しいですか。

では、この件につきましては、承認したいと思いますが、宜しいですか。

(委員全員異議なし 第2号議案了承)

三田教育長)

それでは、これを了承したいと思います。

(2)第3号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

三田教育長)

続きまして、第3号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明をお願いいたします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。質疑に入りたいと思いますが、何かご意見はございますか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

確認させてください。規則改正の理由をもう一度、お聞かせください。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

今回の規則改正につきましては、扶養親族の認定に際して、国の考え方や東京都をはじめとする他団体との均衡を考慮し、収入の限度額を140万円から130万円に引き下げ

るものでございます。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

ということは、区の職員も同じように変更されるということですか。

指導課人事担当係長)

教育長、指導課人事担当係長です。

区の職員におきましても、同様の改正を行います。

三田教育長)

特別区人事委員会からの格差是正を受けて、他団体との均衡を図るための規則改正ということで宜しいですね。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

私が何を言いたいかという、提出された資料に規則改正の理由が明確に書かれていないということです。本来、幼稚園教諭も区の職員ですので、区の規則改正と同時に改正するというのが通常だと思いますので、その点はきちんとしていただきたいと思います。

三田教育長)

樋口委員から資料の不備を指摘されています。説明欄には別紙の通りと書かれていますが、別紙というのは資料のどこを指すのでしょうか。そういう説明があると分かりますが、説明できますか。

書類不備のまま議決する訳にはいかないもので、申し訳ございませんが、その点を確認していただくこととして、この件は後回しにしたいと思います。

(3) 協議事項第1号 豊島区教育委員会部活動の在り方に関する方針(案)

三田教育長)

では、次の議題に入りたいと思います。協議事項第1号、豊島区教育委員会部活動の在り方に関する方針(案)について、資料のご説明をお願いいたします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。それに関連して何か補足はありますか。

統括指導主事、どうぞ。

<統括指導主事 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。

確認ですが、本日は部活動のガイドライン(案)の中身について協議を行い、次回の教

育委員会で決定するという運びで宜しいでしょうか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

そのようにお願いしたいと思います。

三田教育長)

了解しました。

それでは、まず私の方から質問ですが、教員の働き方改革の一環で、豊島区立中学校の先生方がどのくらいの時間を部活動に費やしているのか。今年度行った教員の勤務実態調査では、確か一番時間を費やしているのが授業そのもので、授業準備がそれに続くかと思えます。実際に中学校では部活動にどの程度の時間を費やしていて、何番目なのか、改めて確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

勤務実態調査の結果では、中学校におきまして、部活動は4番目という結果が出ています。

三田教育長)

何時間費やしていますか。

指導課長)

1週間の在校時間のうち、部活動に5時間5分の時間を費やしております。

三田教育長)

中学校では、教員にとって部活動がかなりの負担となっており、教員の働き方改革検討部会の中でも部活動ガイドラインを策定すべきといった意見も出ていたという経緯もございます。そうした点も踏まえて、ご意見を頂戴できればと思います。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

資料の1ページの今後の予定のところ、質問をさせていただきます。教育委員会にて協議、決定を行ったら、すぐに各学校、保護者、地域に周知となっておりますが、例えば保護者からの意見を吸い上げるとか、そういった機会は考えていないのでしょうか。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

ガイドラインの策定にあたり、各学校の校長からもいろいろと情報を収集しているところがございますので、それをもって代えさせていただきたいと考えております。

三田教育長)

宜しいですか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

中学生にとって部活動というのは学校に行く楽しみの中の一つでもありますので、いろいろな思いがあると思います。また、運動系と文化系の部活動とかでも活動方法がいろいろと違ってくると思いますので、校長からの意見だけで果たして保護者の意見がきちんと反映されているのか、私としては判断いたしかねます。流れが早急過ぎるのではないかと少し心配になります。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

各ご家庭によって、部活動を重視してほしいという保護者もいれば、逆に部活動より学力を優先してほしいという家庭もあるということは、校長から話を伺っているところでございます。そうしたことも鑑みて、このような形を取らせていただきたいと考えております。

三田教育長)

学務課長にお伺いいたしますが、隣接校選択制の中で部活動が主たる理由で学校を選択される中学生は結構いると思いますが、どのぐらいの割合か分かりますか。

学務課長、どうぞ。

学務課長)

割合としては、そんなには多くはないです。自身の学区域の中学校に希望する部活があれば、基本的にはその学校に行ってもらうことになりますので、希望する部活がない場合だけにしか希望は出てこないというような状況になっております。

三田教育長)

状況は理解できました。

文部科学省も教員の働き方改革を進めていく上で、部活動を教育活動の一環として位置づけてこれに取り組んでいくと言っています。従って、子供や保護者、それから学校の意見に加えて、実際の先生方の勤務実態に関する客観的データを照らし合わせながら、しっかりとコンセンサスを取っていく必要があるのではないかとというのが北川委員のご指摘だと思います。そのあたり丁寧に合意形成を図っていく必要があると思いますが、この点、指導課長、いかがですか。

指導課長)

今後、中学生がより良い学校生活を送るためにどういったことを大切にしていくのか、これについて考え、これを実行していきたいと思っております。

三田教育長)

教員の働き方改革を進めていく上で、部活動に要する時間をどう減らしていくのかということが今問われていますが、一方でそこだけが強調されてしまうのもいかなものか。例えば、豊島区立中学校の文化系の吹奏楽部ですが、中学校の大会で金賞をとるような学

校が8校中4校程あり、お互いが切磋琢磨して頑張っています。ところが、新しくガイドラインを作成し、ガイドラインに沿って部活動を実施したら、どの学校も賞を獲れなくなってしまった。それは果たして子供たちにとってプラスなのか。高いレベルを目指して頑張っていこうとする場合、活動時間が減っても合理的に出来るのかどうかという議論や考え方の整理が出来ているかどうかということが、すごく問われてくると思います。

従って、後ろ向きではなく、前向きな部活動のあり方について、例えば、部活動顧問一人あたりの指導時間云々ということもありますが、先生同士がお互いに時間のやり繰りをして、複数名で部活動を担当する体制を作り上げていく、そういうことも考えていかないといけないと思います。ガイドラインに書かれているような効果的、効率的な運営という面において、そうした議論が十分になされているのかどうなのか、そのあたりも、少しお伺いしたいと思います。いかがですか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

今現在、中学校の部活動におきましては、一部活動に対して顧問1名ではなく、複数名の配置をしております。

また、指導課では、教員の働き方改革の取組の一環として、部活動における外部指導員を有効活用することによって、子供たちの技能、技術を伸ばしていくとともに、子供たちの充足感、満足感も高めていきたいと考えております。

三田教育長)

そうすると、外部指導員は豊島区全体で、何校、何人ぐらいを活用していて、今後外部指導員を増やしていく上でどのような課題があるのか、その点についてはご議論はされているのでしょうか。

指導課長)

外部指導員につきましては、今年度は47名の外部指導員が8校で部活動の指導にあたっております。お一人で何校か掛け持ちされている方もおりますが、年間の活動回数は延べ3,000回を超えています。今後の課題といたしましては、外部指導員の多くは卒業生であったり、大学生であったりしますので、継続的に部活動を見ていただける人材の発掘が課題として挙げられます。

三田教育長)

わかりました。

他に何かご意見はございますか。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

先生方が部活動の顧問をするというのはものすごく負担が大きいという話を私は聞いていますが、一つの部活動に2人の先生が顧問として付くとなると、その部活動に対して専門家ではなく、素人の先生もいるということになります。

そういうことに対して、先生方がただ名前だけを置いておくのではなく、ある程度子供たちを指導できるよう学校の中でもご指導いただければと思います。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

私は、部活動を指導する顧問に専門性があるかないかについては、あるにこしたことはないけれども、必ずしもなければならないということではないと思います。部活動は、子供たちが成長していく上で、放課後にみんなで心を合わせて一つのことに集中して頑張る、それが野球部であったり、サッカー部であったり、あるいは吹奏楽部であったりします。

私も中学校に教頭として勤務していたときに、バスケットの経験がないのに、バスケット部の顧問をしたことがあります。そのときには、顧問する教員がいなくて、教頭やってくれと言われて、やることになりました。土曜日や日曜日に対外試合に出ていったりして大変な状況もありましたが、そこで助けてくれたのが外部指導員でした。その方たちが地域の中で学校を支えて、朝練をしてくれたり、私が放課後忙しい状況の中で支えてくれました。そうした中でも、子供たちは、教頭が時間を作って体育館に来てくれるとこととても喜んでいましたし、そういう中で子供たちは成長していくのではないかと考えています。

従って、部活動の顧問に専門性があるにこしたことはないが、学校の中で調整を図りながら顧問として指導にあたるということだと思います。難しいところはたくさんあると思いますが、それはもう学校の中で調整していくしかありません。

むしろ、バランスの取れた生活をするために、子供も教師も部活動ガイドラインが出来るということは大変ありがたいことだと思って、この資料を読ませていただきました。

以上です。

三田教育長)

部活動ガイドライン策定の意義にも、生活面でもバランスの良い生活をと書かれていますが、心の面でも、人間関係の中で精神的に安定して人と関われる。そういうところを保護者や子供たちは部活動に期待しています。教科では決して学べない部分です。そうした人間形成をする上でも大事な部分であることから部活動に対する期待というものがあると思います。この部活動ガイドラインを作成するにあたっては、そののところがしっかりと議論していただいて、生徒にも、それから保護者にも理解していただく必要があろうかと思っています。

それから、もう一つ、部活動の顧問に高い技能を求めるという点については、これはなかなか苦しいところです。先程の話の中で、顧問の先生が専門家ではない中でこれをやらなければいけない、その一方でそれ以上のことを求められてしまうことについては、外部指導員という手はありますが、部活動を教育としてどこまで本当にやらなければいけないのか。部活動が教育課程にも位置付いていない中で、中学校はそれを支え頑張っていると

いうことを、文部科学省はもっとしっかりと議論していくべきだと思います。スポーツ庁もそうですが、割と簡単に部活動ガイドラインを出しますが、特別活動も含めた教科指導と生活指導との中で、中学校は子供たちの学びと成長を確保するバランスとれた教育活動を展開しているということをもっと強調していかないと、保護者は部活動に技能指導を中心に求めてくるようになってしまいます。改めて、中学校の部活動の意義と限界があるということをごきちんとしていかないといけないと私はおもいますが、そのあたりはいかがですか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

本区ではございませんが、全国の一部の部活動の中には勝利主義から、担当する教員の思いが強くなってしまい、365日中、三百何十日、部活動を行っているところもあります。それが原因でサービス事故や体罰等もあったという実態を踏まえまして、子供たちがバランス良い生活を送れるよう、そして教員にも効率的、効果的に部活動を進められるノウハウを身に付けてもらいたいとの思いから、今回このような形で部活動ガイドラインを策定させていただいたものであります。この部活動ガイドラインを区内の8校の中学校に周知をし、保護者の方にもご理解いただきながら、子供たちのバランスの良い成長を見守っていきたくと考えております。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

中学校の校長先生方と協議を重ねられたということですが、中学校側からは部活動ガイドラインを作ってほしいということだったのでしょうか。そのあたりのところを教えてくださいいただけますでしょうか。

三田教育長)

統括指導主事、どうぞ。

統括指導主事)

校長先生方から部活動ガイドラインを積極的に作ってほしいというお願いではございませんでしたが、協議をしていく中で、これまでは各学校で部活動の方針を立ててきたが、豊島区としての統一の基準を設けていただくことはありがたいというご意見をいただいております。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

わかりました。そこが一番初めの北川委員のご意見と通ずるところでありまして、やはり上からのトップダウンではなく、こういうことが必要であるということをみんなに周知しながら決めていくということが一番大事なところではないかと思えます。

今、教育長や他の教育委員の先生方からお話があったとおり、部活動が学校選択の第一議的なものかどうかはともかくとして、中学生にとって部活動は自分を伸ばすとても大事な要素の一つでありますので、そういう意味で子供たちのより良い成長のための手助けの一つに部活動があると思います。

従いまして、豊島区で部活動ガイドラインの一番初めの部分に部活動の意義ですとか、それから現在の課題ですとか、そういったことをしっかりと書かれると宜しいのではないかと思います。

2点目は、3ページの⑥のところ、例としていろいろと書かれていますが、私はこの部分は要らないと思います。といいますのは、部活動は、決して競技志向主義でもありませんでしたし、それから、いわゆるレクリエーション的なところで、もっと同好会的な要素があってもいいのかと誤解される向きもないわけではないので、こういうことは書かなくても、きっと学校は工夫をしてくださると思います。

3点目は、その下の⑦のところですが、私は、豊島区の区立中学校は学校数が少ないので合同部活動をしていくのは必要なことだと思います。例えば、剣道部がA校になくても、B校に剣道部があったら一緒に出来ます。私も過去に体験しておりますが、豊島区ぐらいの規模の区ならば出来ることの一つかと思います。これまでそうした例があるのかわかりませんが、今後そういった方向性でいくのであれば、合同部活動に関する要綱とかも整備していかなければならないので、そうしたことも勘案しながら、それこそ、教育委員会主導でこれを進めていってほしいと思います。

三田教育長)

昔は連合行事というものがあって、学校間の調整を教育委員会がイニシアチブをとって行ってきたと思いますが、今はそういったものが学校任せになっています。部活動ガイドラインは、そうした声をもう一度、良いことは共同で行っていきましょうという趣旨だと思いますので、そういう意味においても、これを是非検討していただければと思いますが、いかがですか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

貴重なご意見をありがとうございます。

今、いただいたご意見を指導課の方でも十分に検討し、各校の校長にも周知を図りながら進めていきたいと思っています。

三田教育長)

先程、樋口委員からお話があったように、まずは部活動ガイドラインを策定する意義、どういった経過をたどって、どんな課題が明らかになってきたので本ガイドラインを策定するに至ったという理由を明確に学校に示して、その上で理解を求めていくというのが本筋だと思いますので、そうした体裁も整えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

いただいたご意見を踏まえて、次回の教育委員会に再提出したいと思います。

三田教育長)

他にありますか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

先程、樋口委員からもありました合同部活動の件は、既に何年も前から保護者より各校に要望しているはずですので、是非、検討していただけたらと思います。

それから、指導員に関して、顧問の代わりに大会等に引率が可能な部活動指導員と、いわゆる補助的な役割をする外部指導者の二つがあると思いますが、ガイドラインを見てみると、両者が一緒になってしまっているように読み取れますので、部活動指導員と外部指導者をきちんとわかりやすく分けて表記された方がよろしいかと思います。

三田教育長)

今の点、どうですか。非常に大事なご指摘だと思いますが、いかがでしょうか。

統括指導主事、どうぞ。

統括指導主事)

わかりにくい表記になっているので、わかりやすく整理をしてみたいと思います。

三田教育長)

もう一点、保護者からの集約した意見として、PTAから教育委員会に部活動についての要望が何か出ているのでしょうか、どの程度、把握してされていますか。

統括指導主事、どうぞ。

統括指導主事)

各学校の校長先生との協議の中では、ガイドラインの中身についての話しかしておりませんので、保護者がどういったご意見を持っているかというところまでは確認はしていません。改めて、各学校がPTAからどのようなご要望をいただいているのか校長先生に確認をしてみたいと思います。

三田教育長)

PTAが教育委員会に対して部活動についてこうしてほしいという要望、それを確認していないというのはコンセンサスを取っていく上で大きな問題だと思います。何で確認していないのか。トップダウンで作るガイドラインではダメだということを先程から申し上げているので、そこをもし確認していないのであれば、そこを確認してもらったところから始めてもらわないといけないと思いますが、どうですか。

統括指導主事)

確認できておらず申し訳ございません。改めて、保護者、地域からのご要望を確認した上で、ガイドラインを整理してみたいと思います。

三田教育長)

庶務課長なり、教育部長にお願いしたいのですが、各団体から要望書が出てきた場合、教育委員会でも関連する部署が対応し回答すると思いますが、部活動についてはそういった認識はないのでしょうか。

私は、そうした対応が出来ていない中で、部活動ガイドラインを出すことは出来ないと思います。今の統括指導主事の部活動に関する発言は申し訳ありませんが、何もしていないのと同じだと思います。私たちはそうした要望が出てきたときに当然検討はしていると思っておりますが、そのあたりどうなっているのでしょうか。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

今年度は要望としてはなかったように思いますが、過去にあったのかもしれませんが、再度確認いたします。

各団体からの要望につきましては、従前から各課において関連する事項について検討をしているところでございます。

三田教育長)

私の認識では、学校によってこの部を設置してほしいとか、それから先生の異動により指導する人がいなくなってしまったので対応してほしいといった個別的な要望、それから外部指導員を増やしてほしいとか、そのための予算を確保してほしいといった全般的な要望など、いろいろな要望が出ていると思います。そのことに対して、教育委員会としてはどのように考えているのか。このようにしていきますといろいろご案内しているとは思いますが。

従いまして、そのあたりを踏まえて部活動ガイドラインを策定すべきだと思いますので、もしそこが十分でないとするれば、早急にそうした意見に確認した上でガイドラインに反映させるかどうかを検討してもらいたいと思いますが、宜しいですか。

統括指導主事、どうぞ。

統括指導主事)

既に出ているご要望を改めて確認いたしまして、その上でガイドラインを整理してまいりますと思います。

三田教育長)

他に何かございますか。宜しいですか。

ぜひ、今出された様々な意見を踏まえて、部活動ガイドラインとして軌道修正すべきところ加除訂正をしながら、次回の教育委員会に再提出していただきたいと思います。4月から各学校でこのガイドラインに基づいて部活動を実施していくためには、もうそんなに時間がないように思います。合意形成に向けて、きちんと意見を取りまとめていくということをお願いして、この件は終わりにしたいと思いますが、宜しいですか。

では、この件はこれで終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(2)第3号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

指導課長)

教育長、指導課長。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

先程の第3号議案、幼稚園教員の給与に関する条例の施行規則の一部改正する規則について、議案提出資料の改正理由の欄に説明文がなくて、申しわけございませんでした。只今、説明文の方を入れて、資料を再提出させていただきますので、再度ご審議を宜しくお願いいたします。

三田教育長)

今、机上に配付された資料を最初に提出された資料と差し替えるという理解で宜しいでしょうか。

指導課長)

そのようにお願いいたします。

三田教育長)

では、資料の差し替えをお願いいたします。

説明欄に改正理由が書かれていますので、改めて、ご説明をお願いいたします。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

本規則改正につきましては、国における収入限度額の考え方や既に見直しを行った東京都をはじめとする他団体との均衡を考慮し、扶養手当における収入限度額の見直しを行うものでございます。また、本区の区長部局におきましても現在同様に改正に向けた手続きを行っているところでございます。

三田教育長)

区長部局も同時進行で行っているという理解で宜しいでしょうか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

同時に進めているということでございます。

三田教育長)

樋口委員、よろしいでしょうか。

樋口委員)

早速ご対応いただき、ありがとうございました。理由がよくわかりました。

三田教育長)

教育委員の皆さま、そういうことですので、第3号議案を承認するということが宜しいでしょうか。

それでは、これを承認したいと思います。

(委員全員異議なし 第3号議案了承)

(4) 協議事項第2号 学校閉庁日の設定について

三田教育長)

次に、協議事項第2号、学校閉庁日の設定について、資料のご説明をお願いいたします。指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりましたが、本件の取り扱いですが、日程的な問題から本日決定した方がよいと思いますが、案件の出し方として、庶務課長、申し訳ないのですが、学校の管理運営規則に触れないで、学校閉庁日を設定していいのでしょうか。規則改正を行うための説明資料ならわかりますが、管理運営規則を変えないで、いきなり教育委員会で決定するというのは宜しいのでしょうか。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

他区の事例を見ますと、学校閉庁日の設定については学校の管理運営規則には謳わず、教育委員会の中で承認、決定ということで実施しております。

三田教育長)

学校の管理運営規則に学校閉庁日を盛り込まないことに私は納得出来ません。管理運営規則は学校運営に関する辞典みたいなものであり、学校運営上の最低基準を示しています。学校閉庁日を設定するのに何を根拠にするのか。法令上の扱いをどうするのでしょうか。

庶務課長)

学校閉庁日は、教員が勤務を要する日での設定となっております。教員が勤務を要しない日、いわゆる週休日等でございますが、それについての法令上の規定はございますが、勤務を要する日についての規定は設けてはございません。

三田教育長)

学校閉庁日は教員が勤務を要する日に設定しますが、教員が勤務を要する日に学校閉庁日を設けることが出来るといったことを学校の管理運営規則に規定しなかったら、勤務を要する日なので校長が職員に勤務しなさいと言って間違いではありません。

確かに教員が休暇を取得する訳ですから、学校閉庁日が勤務を要する日という理屈はわからないでもないですが、教員が勤務を要する日に学校閉庁日を設けるという規定がなけ

れば、学校閉庁日を実施することが出来ないのではないかと思います。一般的に教員が勤務を要する日に個々に休暇を取得する場合と違って、学校閉庁日は教員が一斉に休暇を取得する訳ですから、そうしたところの疑問が私の中にあります。故に、学校閉庁日という項目を学校の管理運営規則の中に設けて、教員が勤務を要する日ではあるが一斉に休暇を取得することが出来るという規定が定めてあると、教育委員会で決定することが出来ると思います。学校の先生方は授業がある日は休暇を取得しづらい状況にあるという現実を私たちは十分に理解していますので、何とかそれを応援してあげたいと思いますが、それを合理的・合法的に行うために学校の管理運営規則の中に学校閉庁日に関する規定を盛り込んで置かないとまずいのではないかと思います。私自身まだ納得がいかないで聞いていますが、そのあたりいかがでしょうか。

教育部長、どうぞ。

教育部長)

学校を行政機関と敢えて呼ばせていただきますと、一般市民や一般区民向けに執務を行う時間の規則と、そこに勤務する公務員の勤務に関するルールというものの二つございまして、別々に機能してございます。本来は、閉庁日であれば、そこは勤務を要しない日として、勤務時間の規則の方も統一をするのが整合的でございます。

しかし、いろんな事情があって、それぞれの職員の対応をしなければならないという事情があったり、あるいは労使の間で協議が整わない等の状況がありまして、バラバラにあるという現実も一方でございます。

今回の学校閉庁日でございますが、要するに学校を開けるというルールを、管理運営規則で閉庁を明確にするのかどうかの判断だと思います。管理運営事項で明らかにすることで、区民に説明をするということも可能ではございますが、現時点では取組が始まったばかりでございますし、勤務時間等の問題も生じるということであれば、職員団体等との協議、調整も必要になるかもしれませんので、初年度といたしましては、先程庶務課長が申し上げたように、教育委員会の申し合わせによりスタートするのが現段階では運用方法として妥当ではないかということで、ご提案申し上げているところでございます。

三田教育長)

そういった考えであれば余計に議案の中できちんと説明する必要があります。それにしても、私はスタートだからこそ、学校の管理運営規則にきちんと明記して、勤務を要する日でも学校閉庁日を設定することができるようにしていかないといけないと思います。

それから、資料の5番、学校閉庁日中の対応ですが、保護者の了解を得るのはなかなか大変なことだと思います。保護者からの問い合わせ等は原則受け付けない、学校に導入予定のメッセージ機能付き留守番機能電話を経由して教育委員会事務局が連絡を受けると書いてありますが、本当に受けられるのか。例えば、〇〇小学校、あるいは〇〇中学校の誰々さんが今こういうことで困っているの、何とかしてくださいとの電話があった場合に、教育委員会の誰が電話に出るのかわかりませんが、すぐに対応出来るか。今まではどん

なに時間が遅くても、子供が緊急事態の時に学校を挙げて探してくれたり、いろいろな対応をしてくれたのに、これが出来なくなってしまうたら、何事だと絶対になります。

区政連絡会で町会長の皆さんに学校閉庁日について周知したから後は大丈夫ではなくて、それと同時に保護者にもしっかりと学校閉庁日を設定する意義、先生方の過重労働による負担を減らすことが子供たちに質の高い教育を行っていく上で大切であるということを誠意を持って説明していくことによって初めて実施可能なことだと思います。なので、そういう共通理解、コンセンサスを重視しない行為というのは上手くいきません。教育委員会で学校閉庁日を実施していこうという決断をして提案しているのに、具体化に向けたプロセスが今の説明だけでは無理があるように私は思いますが、教育委員の皆さんがどのようにお考えなのか、意見を聞きたいと思います。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

学校閉庁日は8月に実施しますので、憂いを残さないためにも、それまでには学校の管理運営規則を改正した方がよいのではないのでしょうか。

三田教育長)

学校閉庁日を今なぜ急いでいるかという、教育課程の届出との関係で学校閉庁日を学校の年間計画を組み込まないといけないので、そのためには作業を急がないなりません。教育委員会で規則改正を行って、学校閉庁日を実施していきますということを正式決定していけないと逆にマイナス効果になるのではないかと心配しています。

教育委員会が制定した学校の管理運営規則に学校閉庁日をきちんと規定していますので是非ご理解くださいと言うのと、何かをしながら管理運営規則を改正していきますと言うのでは、意味合いが違ってきます。やはり自転車操業的なことは出来ないと思います。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

私は、教員の休暇取得の促進はとても大事なことだと思います。本当に学校の先生方は有給休暇を取得する人が少ないです。取ろうと思っても、取れない状況があります。こうした状況の中で学校閉庁日を設定することは大変良いことだと思います。そして、基本的には学校の管理運営規則にきちんと定めることが重要ではないかと思えます。

ただし、教育課程の届出がもう迫っていますので、今年度は間に合わないのではないかと感じております。例えば、今年は暫定的にこれを行うこととして、今後の方向性として、きちんと規則に定めていくという方向でお願い出来ればと思います。加えて、区民にもきちんとアナウンスをしていかないと、いつからこうなったのかということになり兼ねないので、そこはしっかり対応していただきたいと思えます。

それから、子供スキップについては、学童クラブ・一般利用ともに実施することになります。そうすると、学校閉庁日であっても、学校内のサードスペースは使用するのか。使用するとすると、教員の中には学校が開いているので出勤してひと仕事しようという人も

出てくるかもしれないので、そうした点が気になるところではあります。

三田教育長)

藤原委員からは、学校の管理運営規則の改正を前提に暫定的に学校閉庁日をスタートさせてはどうかということ、後から学校の管理運営規則に規定はするが、まず先に日程を学校にお知らせしないといけないので、仮決定みたいな恰好ではありますが、そういう方法で当面はどうかという意見でございました。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

いろいろと疑問がありますが、まずは、こんなに重要なことが今日いきなり出てきたので、これは慎重にしなければいけないと思っています。休暇に関わることなので、万一、学校の管理運営規則を改正するとなると、今後、労使交渉も行わなければなりませんし、いろいろなことが出てくるのではないかと思います。

それから、学校閉庁日が何で4日間なのか。何でこんなに長いのだろうと私は思っています。教員は普段休みが余り取れず、夏季休業中に年休をまとめて取得するので、余計に年休の取り方が難しくなると思います。もし、このような形で実施していくとなると、では学校閉庁日を使って年20日間ある年休の取得状況がこんなに改善されましたというデータも示していかなければなりません。そうしたことも勘案しながら管理運営規則を改正するにしても、曜日とかの関係もありますので、私は教育長のお話しされている根拠性というのは、そのとおりだと思いつつも、難しいのではないと感じております。また、私自身、学校閉庁日が4日間もあることについて、今非常に戸惑いを感じておりまして、まして校長だったら相当やりにくくなると思います。しかも、学校閉庁日中に何かあったときには教育委員会事務局に全部連絡が行くことになっています。それこそ、事務局職員のライフワークバランスはどうなのか、相当大変なことになろうかと思えます。それから、幼稚園はこの件にどう対応していくのか、いろいろな検討要素があろうかと思えますが、そのあたりの検討はなされているのか。

意見を戸惑っていたのは、そんなところにありまして、とても難しい課題だとは思いますが、まずは、学校閉庁日を4日間にする根拠が何なのかと思ったところです。あくまで、意見です。

三田教育長)

他に、率直なご意見お願いいたします。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

私は保護者の立場からの意見ですが、自分の子供が学校に通っていたときに、学校閉庁日とは違う形でしたが、この時期に休みがあったかと思えます。とにかく学校が開かないので部活動もありませんでした。先生たちも出勤しないという説明が夏休み前にありました。そのときにはそうかということでしたが、先生方も夏休みだからといって休

んでいる訳ではなく、学校に来て仕事をされているので、休みを取ることは大事という理解はしておりましたので、学校閉庁日があるということは、保護者の理解、同意は得られると思います。

ただし、先程、意見として出ていましたが、今後、労使交渉が必要になってくるのであれば、私たち教育委員会としてもきちんと話し合いに時間をかけた方がよいのではないかと思います。

三田教育長)

各委員からいろいろなご意見がございました。私としても出来るだけ早く決定したいのですが、整えるべきところをしないで実施して、後から前代未聞だということにならないようにしたいのですが、教育部長、そのあたりをどう判断されますか。

教育部長)

学校閉庁日をご協議いただくのは今日が初めてでございます。様々なご意見を頂戴しましたので、至急、制度的な面での調整もしなければなりませんし、学校側とも統一的な考え方で問題がないのかどうなのかということも確認しまして、正式にご提案させていただきたいと思います。

三田教育長)

今日は協議ということで、早くこれを決定出来れば良いのでしょうか、委員の先生方からもいろいろなご意見が出されていますので、ここは全会一致で決定すべきだと思います。今日のところは、まだまだ整理すべき課題があるということで、実施に向けて学校の管理運営規則の扱いをどうするのか、それから日数が4日という提案ですが、なぜ4日間なのか、それから学校閉庁日を既に実施している自治体も結構出てきていますし、東京都教育委員会の学校における働き方改革推進プランの中でも、そうしたことを十分に検討するようにとの方針も出ていますので、そうしたことも参酌して、きちんと根拠あるものにしていく必要があるのではないかと思います。

それから、学校閉庁日に対する学校の対応も現実的なものにしていかないといけないと思いますので、相互に理解し合いながら、慎重な対応をお願いしたいと思います。併せて、保護者代表であるPTAの皆さんのご意見も把握しておく必要があると思いますので、これらについて、今、部長が申し上げたように、早急に整理をした上で、次回の教育委員会で決定出来るような提案をしてもらいたいと思います。

今日ところは、これで宜しいですか。

では、以上で終わりにしたいと思います。

(5) 報告事項第1号 区立小中学校、幼稚園におけるインフルエンザの流行状況について

三田教育長)

続きまして、報告事項第1号、区立小中学校、幼稚園におけるインフルエンザの流行状況について、資料のご説明をお願いいたします。

学務課長、どうぞ。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりましたが、何かご意見等ございますか。宜しいですか。

一つだけ、ちょっと指導課長に確認させてください。インフルエンザで学級閉鎖となった場合、授業時数の関係で必ず振替措置をするということになっていたかと思いますが、学級閉鎖した学校について、そのあたりの確認や指示を行っているかどうかということをお教えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

指導課長。

指導課長)

学務課より学級閉鎖の報告をいただきましたら、私の方から必ず校長に連絡を取り、現在どういう状況なのか、今後どのぐらい伸びそうなのか、さらには学級閉鎖の期間に出来なかった授業時数をどのように確保していくのか確認をいたします。多くの場合は、余剰時数というのがございますので、そこで対応を十分に出来ると思います。また、保護者に対しても、こういった形で授業時数を確保していくのかということをお文書で通知することになっています。

三田教育長)

本区の小中学校は授業時数に余剰があるから大丈夫ですということではなくて、各学級担任は週案簿に授業時数を記入していると思いますので、ぜひ週案簿に基づいて授業時数の管理を徹底していただきたいと思います。特に若い先生方には週案簿がいかに大事なものであるということをお自覚していただく良い機会になると思いますので、週案簿に基づく授業時数の管理運営を徹底していくよう、ご指導を宜しくお願いしたいと思います。

では、この件はこれで終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(6) 報告事項第2号 豊島区学校施設のあり方検討会について

三田教育長)

続きまして、報告事項第2号、豊島区学校施設のあり方検討会について、資料のご説明をお願いいたします。

学校施設課長、どうぞ。

<学校施設課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりましたが、何かご質問、意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

ボリュームのある大変な検討であったと思います。素人なので教えていただきたいので

すが、この長寿命化改修、スーパーリニューアルによりまして、今までにはない80年と
いうような数字も見えてきたところでございますが、となると、80年以上のところは軀
体を解体しなければならないということでしょうか。

三田教育長)

学校施設課長、どうぞ。

学校施設課長)

説明の中では省かせていただきましたが、21ページをご覧くださいますと、既存の建
物を何年まで使うのかということを決めて使う考え方、目標使用年数といいますが、
そういった考え方も一つございますが、それとは別に、軀体の状況によりまして使用年数
を判断していくという考え方もございます。長寿命化改修をいろいろな施設で行っている
専門家にお話を聞いたところ、建物の一つ一つの老朽化等の状況をきちんと調査いたしま
して、その上で、長寿命化改修しなければいけないのか、それとも改築をしなければいけ
ないのかということの判断をするため、80年経ったから必ず改築をしなければいけない
とか、そういった考え方は必ずしも該当しないということです。区といたしましても一つ一
つの建物の状況を見極めて、判断していくことが必要だと考えております。

三田教育長)

今のような判断ができるのも、きちんとした調査に基づく客観的な証明があつてのもの
であります。ここの学校は何年経っているが長寿命化改修が出来ますとか、ここの学校は
そんなに年数が経っていないが、もう改築しないといけないというような判断は、きちん
とした調査データに基づいて根拠を積み上げていかないと無駄な計画になってしまいます。
来年度以降、学校施設の軀体調査を進めながら計画の方向性で打ち出していきますので、
今後、より具体的な説明が出来るのではないかと思います。

合理的、効率的に学校施設の環境を整えていくということは、私たち設置者の重要な責
務であり、こうした考え方に至っております。安かろう、悪かろうの改修で施設のレベル
を下げることはないよう、これまでのノウハウを継承しながら、スーパーリニューアルに
よって快適な学校施設の環境整備を図っていきたいということでの基本的な方針というこ
とで、今日のところはご理解をいただければと思います。

また、細かな質問等ありましたら、遠慮なく学校施設課長に尋ねていただければと思
います。

では、この件はこれで終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(7) 報告事項第2号 池袋第一小学校改築に伴う基本設計について

三田教育長)

続きまして、報告事項第2号、池袋第一小学校の改築に伴う基本設計について、資料の
ご説明をお願いいたします。

学校施設課長、どうぞ。

<学校施設課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。たくさん質問をしたいかと思いますが時間の関係もあるので、先程の長寿命化計画と併せて何か質問等ございましたら、遠慮なく学校施設課長に尋ねていただければと思います。

では、この件はこれで終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(8) 報告事項第4号 平成31年第1回定例会一般質問の報告

三田教育長)

続きまして、報告事項第4号、平成31年第1回定例会一般質問の報告につきまして、どのような質問が出たのか説明していただきたいと思います。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

以上のような内容でございますが、詳細につきましては、後程、資料をお読みいただければと思います。

また、ご意見等がありましたら、事務局の方にお寄せいただければと思います。

では、この件はこれで終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

(9) 報告事項第5号 三田一則教育長の執務報告(平成31年2月8日～平成31年2月28日)

三田教育長)

続きまして、報告事項の第5号、私の執務報告でございます。

これもお目通しいただければと思いますので、宜しく願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

三田教育長)

長時間の審議となってしまいましたが、本日の案件はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第2回教育委員会臨時会を終了したいと思います。長時間にわたりありがとうございました。

(閉会)